

下妻市が発注する建設工事における情報共有システム実施要領（土木工事編）

（趣旨）

第1条 この要領は、建設現場における生産性の向上を推進するための取組の一環として、本市が発注する建設工事（営繕工事を除く。以下同じ。）において情報共有システムを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 情報共有システム 情報通信技術を活用し、発注者と受注者との間の情報を電子的に交換・共有することによって業務の効率化を実現するシステムをいう。
- （2） 受注者 発注者と工事に関する各種の情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任（監理）技術者などの関係者も当該情報の共有が可能である。
- （3） 発注者 受注者と工事に関する各種の情報を相互に交換する立場にある監督員を主に指す。なお、検査員や発注担当課職員等の関係者も当該情報の共有が可能である。
- （4） 工事帳票 「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。なお、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても発注者及び受注者の押印・署名と同等の記録が各工事帳票に記録される必要がある。
- （5） 営繕工事 「公共建築工事積算基準」又は「公共住宅建築工事積算基準」により積算を実施した工事をいう。

（情報共有システムの対象工事）

第3条 本市が発注する建設工事は、原則として情報共有システムにより情報の交換・共有を行うものとする。ただし、当該システムの活用による生産性の向上が見込まれない場合は、発注者及び受注者の協議により対象外とすることができるものとする。

2 発注者は、特記仕様書に情報共有システムの対象となる工事（以下「対象工事」

という。)であることを明示するものとする。

(情報共有システムの機能要件)

第4条 使用する情報共有システムは、次に掲げる要件を満たすもののうちから発注者及び受注者の協議により決定するものとする。

(1) A S P (アプリケーション・サービス・プロバイダ) 方式 (インターネット経由でアプリケーションを提供する方式をいう。) によること。

(2) 「茨城県土木部情報共有システム要件書」を満たすこと。

2 発注者及び受注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、その利用を開始するまでに適切な環境を用意するものとする。

※ 国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表

(http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)

(対象とする工事帳票)

第5条 情報共有システムで処理を行う工事帳票 (以下「対象帳票」という。) は、提出書類一覧表(工事) (別記様式) のとおりとする。

2 対象帳票を変更する場合は、発注者及び受注者の協議により決定するものとする。

(対象とする工事帳票の決裁)

第6条 対象帳票に係る決裁は、情報共有システム上で行うものとする。

(セキュリティ関係)

第7条 発注者及び受注者は、情報漏洩防止等の観点から次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) I D 及びパスワードの管理を徹底すること。

(2) コンピュータウィルス対策を徹底すること。

(3) 個人情報、機密に関する情報等の管理を徹底すること。

(4) 工事関係のデータの管理 (定期的なバックアップ等) を徹底すること。

(5) その他情報セキュリティに関する基準、法令等を遵守すること。

(検査)

第8条 発注者は、対象工事に関し、原則として情報共有システムで処理を行った工事帳票を利用した工事完成 (中間) 検査を実施するものとする。

(情報共有システムで処理を行った工事帳票の納品)

第9条 受注者は、情報共有システムで処理を行った工事帳票一式を工事完成時に電子媒体（CD-R等）で納品するものとする。

(情報共有システム利用に係る経費)

第10条 情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び利用料）は受注者の負担とし、「茨城県土木工事積算基準」に基づき共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含むものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項に関しては、国土交通省の「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」を準用するほか、発注者及び受注者の協議により定めるものとする。

付 則

この要領は、令和8年10月1日以降に契約する建設工事に適用する。

(参考) 特記仕様書の記載例

○. 情報共有システム対象工事

- (1) この工事は、下妻市が発注する建設工事における情報共有システム実施要領（土木工事編）（以下「要領」という。）第3条第1項に基づく情報共有システムの対象工事である。
- (2) 実施に当たっては要領を遵守するものとする。
- (3) 使用する情報共有システムは、「茨城県土木部情報共有システム要件書」を満たすシステムのうちから発注者及び受注者の協議により決定するものとする。
- (4) 情報共有システムで処理を行う工事帳票は、提出書類一覧表（工事）（別記様式）のとおりとする。これを変更する場合は、発注者及び受注者の協議により決定するものとする。
- (5) 受注者は、情報共有システムで処理を行った工事帳票一式を工事完成時に電子媒体（CD-R等）で納品するものとする（納品部数は監督員と協議する。）。
- (6) 情報共有システム活用による生産性の向上が見込まれない場合は、発注者及び受注者の協議により対象外とすることができるものとする。